一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会 賛助会員規約

（目的）

第１条 この規約（以下、本規約という）は、一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会（以下、本会という）の定款第５条の規定により設置する賛助会員について必要な事項を定め、事業活動の推進に資することを目的とする。

（資格）

第２条 賛助会員の資格を有する者は、本会の主旨に賛同し、本会の活動の円滑な実施に協力しようとする個人または団体・企業とする。

（賛助会員に対する事業）

第３条 本会は、前条の目的を達成するため、賛助会員に対し、以下の事業を行う。

（１） 本会が作成又は発行する資料等の提供

（２） 本会又は賛助会員の PR 及び情報交換会等の開催

（３） 本会への E メール等による情報発信の取次

（４ ）本会ホームページにバナー広告の掲載

（５） その他第１条の目的を達成するために必要な事業

（加入）

第４条 賛助会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、加入するものとする。

２ 前項の諾否は、理事会において決定する。

３ 賛助会員として加入しようとする者は、理事会での承認後、別に定めるところにより年会費を納付するものとする。

（年会費）

第５条 賛助会員は年会費を納入するものとする。

２ 年会費の金額は、60,000円とする。

３ 年会費の有効期間は、毎年７月１日から、翌年６月末日までの１年間とする。

４ 年度途中に入会または継続の手続きを行った場合、有効期間は納入日の当該年度末迄とする。

５ 会員名簿等への広告が掲載できる。

（禁止事項）

第６条　賛助会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて本会の信用を毀損し、または本会の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

（退会）

第７条 賛助会員は、事前に本会に届出て退会することができる。

２ 本会は、賛助会員が退会するにあたり既に入金した年会費の返還は行わない。

３ 年会費の納入が期限内に納入されなかった場合は退会したものとみなす。

（賛助会員資格の喪失）

第８条 本会は、賛助会員が次の各号に該当する場合、当該会員の入会承認を取り消すことができる。またこの場合、当該賛助会員は即座に会員資格を喪失するものとする。

（１） 本会の事業を妨害又は妨害しようとした場合 。

（２） 故意又は重大な過失により、本会の名誉・信用を失墜させるような行為をした場合。

（３） 本規約に違反する行為を行った場合 又は行おうとした場合。

（４） 犯罪その他の信用を失う行為をした場合。

（５） 本会の許可なく、会員に対して集会、演説、印刷物の配布、掲示等を行った場合又は行おうとした場合。

（６） 本会の許可なく特定の宗教、政党、団体又は私的なビジネスに関する宣伝、普及、勧誘、署名活動等を行った場合又は行おうとした場合。

（７） 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、 その他これらに準ずる者に該当した場合。

（８） 禁止事項及びその他前各号に準ずる行為又は関係を有する場合並びに本会が賛助会員として不適当と判断した場合 。

２ 本条第1項に基づき賛助会員が資格を喪失した場合、当会は、理由の如何を問わず、年会費の返還はしないものとする。また、資格を喪失された賛助会員は、本会に対して一切の損害賠償請求等はできないものとする。

（賛助会担当理事）

第９条 本会は第３条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援するため、理事の中から賛助会担当理事を若干名置くことができる。

２ 賛助会担当理事は、第 3 条に定める事業の円滑な運営及び活動を支援する。

（その他）

第１０条 賛助会員について本規約に定めのない事項は理事会で決定する。

付 則

この規約は、令和７年４月１日より施行する。